

税務講座 ②

標準勘定科目(15)……流動資産の表示

森税務会計事務所 所長
全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事・事務局長
税理士・行政書士
森 剛一

当座預金・普通預金

当座預金や普通預金を決済性預金といいます。決済性預金の口座が多いと口座ごとに滞留する資金が多くなり、資金の集約的な運用管理を妨げることとなります。効率的な資金管理のため、決済用の当座預金・普通預金の口座は3つ程度、多くても5つに整理・統合するとよいでしょう。なお、当座借越・営農借越(普通預金)は、決算整理において短期借入金に振り替えます。

定期預金・定期積金

一昨年の2002年4月よりペイオフが一部解禁になり、普通預金など決済性預金は当面の間、全額保護されるものの、定期預金・定期積金など定期性預金の保護は、合算して1000万円までの元本とその利息までに限られることになりました。元本1000万円を超える部分とその利息については、金融機関が破綻した場合、一部カットされます。したがって、一つの金融機関に対する定期性預金が合算して1000万円を超える場合には、資金運用を見直す必要があります。とくに短期借入金がある場合は、定期預金等を取り崩して返済に充てるなど、弾力的に借入れ・返済することにより、支払利息を節減すると良いでしょう。

受取手形・売掛金

売掛金など売上債権についても、回収に滞りがないか、売上債権回転日数を計算し、3期での推移をチェックしてみましょう。急激に日数が増加している場合には、売上債権の焦げ付きが生じている可能性があります。

$$\text{売上債権回転日数(日)} = \frac{\text{売上債権(受取手形+売掛金)}}{\text{売上高}} \times 365$$

棚卸資産

自己が生産した農産物や加工品は「製品」、他から仕入れたものは「商品」と区分して表示します。野菜や花などの未収穫農産物、肥育中の肉豚や肉用牛など販売用動物は「仕掛品」として表示します。一方、育成中の繁殖・種付豚、搾乳牛などは、有形固定資産の区分に「育成仮勘定」として計上します。飼料、薬剤の棚卸は「原材料」、包装材料や燃料などは「貯蔵品」とします。ただし、包装材料で每期おおむね一定数量を取得して経常的に消費するものは、每期継続して適用することを条件に、棚卸を省略して損金算入すること

が認められます。

稲作など年1作の経営の場合は、ある程度の仕掛品や製品の在庫の保有が必要ですが、商品や原材料、貯蔵品は適宜の仕入れにより、在庫水準の圧縮が可能です。

短期貸付金・立替金・仮払金

貸付金は、従業員に対する場合が多いのですが、従業員からすると「会社に借金しているから仕事がつまらなくても、辞められない。適当に仕事しておこう」。経営者から見ると「お金を貸しているのだから、多少無理を言っても聞かろう」ということになり、雇用関係に悪影響を与えることが多いものです。農業法人は金融会社ではないのですから、金利を払って調達した資金を本来の事業目的以外に使用することは望ましくありません。

財務諸表を見ると経営者の性格がわかります。貸付金勘定があれば「情に流されやすい」、立替金や仮払金が多ければ「ルーズな性格」と判断できます。立替金は通常、顧客に負担してもらう送料などですが、請求書が発行された時点で顧客別の売掛金勘定に振り替えます。したがって、きちんと経理していれば決算書に残高が残りません。ただし、従業員負担の雇用保険料など、決算の際に残っても仕方のないものもあります。また、仮払金は、旅費や交際費に関するものが多いのですが、期末から財務諸表の作成までに精算されて当然です。

なお、稲作や大豆作などの経営安定対策の拠出金を仮払金勘定で経理している場合が多く見受けられますが、投資等の区分に「経営安定拠出金」勘定を設けるか、少額の場合は「保険積立金」勘定に含めて表示します。短期貸付金、立替金、仮払金は問題の多い勘定で、これらを「悪の3勘定」と呼ぶ経営コンサルタントもいるぐらいです。

「傷害保険」中途加入のご案内

4月に入り、新しく従業員となられた方、また外での仕事が増えてきたという方もいらっしゃるのではないのでしょうか？ けがをしないということが一番ですが、もしものときに備えて、当協会の「傷害保険制度」について、ご案内します。

本制度は、従業員等(経営者、パート含む)の方が、当該農場の関連業務に従事しているとき、不慮の事故によって傷害を受け、死亡または入院、通院した場合に保険金をお支払いする制度です。

保険期間は毎年10月1日から1年間ですが、下記の通り、中途加入も可能です。

☆毎月20日締切で、翌月の1日から補償開始となります。

☆補償期間は、加入月～平成16年10月1日まで。

詳細については、当協会ホームページにも掲載していますが、ご質問等ございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

人事異動のお知らせ

当協会が日頃よりお世話になっている、農林水産省経営局経営政策課農業法人班の4月1日付けの人事異動が発表になりました。

【新】
(課長補佐) 松本納広氏
(法人指導・育成) 坂田孝弘氏
(農地制度改革検討室) 村田浩康氏
(予算執行担当) 橋本健二氏
☆これからよろしくお祈りします！

【旧】 ※→異動先
(課長補佐) 上村和憲氏
→経営政策課政策評価班課長補佐
(法人育成) 小川浩之氏
→経営政策課企画係
(法人指導) 藤元康運氏
→官房文書課法令第一係
☆今まで大変お世話になりました！

「アグリビジネス経営塾」193号
2004年4月8日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001



Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : http://www.hojin.or.jp/